

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和七年十一月四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年四月十五日奈良県指令建第一一四―一四七号

令和七年十月十四日奈良県指令中土第一七九―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十月二十二日中土第七七―一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡川西町大字下永二〇五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路一丁目一〇番五〇号 協栄ビル

株式会社協栄ホーム 代表取締役 久保西勇治

一 許可番号

令和七年三月二十八日奈良県指令建第一一四―一五五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十月二十二日中土第七七―一七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十月二十二日中土第七八―七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字栗殿八三四番四三、八四八番三、八五九番六、九〇二番一、九〇五番一、

九〇六番、九〇七番一、九一二番一、九一三番一、九一四番、九一五番、九一六番一、

九一六番二、九一七番二、九一八番三、一一〇三番三及び一一〇三番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字栗殿九〇二番一、九〇六番、九〇七番一、九一二番一、九一四番、九一六番一、九一六番二及び九一七番二の各一部

下水道 桜井市大字栗殿九〇二番一、九〇六番及び九一六番一の各一部

水路 桜井市大字栗殿九〇二番一の一部